

第5部

# 計画の推進





## 第1章 計画の推進体制と進行管理

### (1) 推進体制

計画の推進にあたっては、庁内関係各課や関係する行政機関と連携を図りながら、全庁的な体制の下に計画の推進を図ります。

また、法律等に基づく制度や事業その他の広域的な対応を必要とする事柄について、関係機関との連携を深め、必要に応じて協力の要請を行い、計画の推進を図ります。

さらに、家庭や地域をはじめ、NPO、ボランティア、教育・保育施設の事業者、民間企業等と連携しながら、社会全体でこども・若者及び子育て家庭等への支援を推進していきます。

### (2) 進行管理

本計画の着実な推進を図るため、計画に掲げる施策・事業の実施状況等について毎年度点検・評価して結果を公表し、より効果的な支援につなげていくこととします。

#### ①点検・評価

個別事業に係る実績の推移や施策に関する調査などにより、計画の実施状況等を継続的に点検・評価し、その進行管理を行います。

本計画の最終年度である令和11年度には、目標指標の達成状況を検証することにより本計画を総括します。

#### ②報告・公表

計画の実施状況等については、「深谷市子ども・子育て会議」に報告して意見を求めるとともに、本市のホームページにより公表します。

#### ③計画の見直し

計画期間中においても、こども・若者及び子育て家庭のニーズや社会状況の変化、国・埼玉県のこども・若者及び子育て支援施策の動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。